

私は陳情第3号政府に「再審法改正」の意見書提出を求める陳情に対し賛成の立場で討論します。

初めに、日頃より人権と民主主義を守るために創立より94年間にわたる救援活動を継続してこられた皆さんの活動に敬意を表します。

今回提出された再審法改正を求める陳情も、まさに罪を犯していない人が犯罪者として処罰されることに対する人権侵害に対して、その歴史も古いだけでなく、今でもその人権侵害が続いていることは国家としての責任として冤罪を許さず、冤罪をなくすためにも必要な改正を求める陳情だと考えます。

再審請求を行うためには、無実を主張する側が、過去の裁判で検討されなかった新たな、そして明白な証拠を提出しなければなりません。

しかし、この証拠のほとんどは、捜査権を持つ警察及び検察の手にあります。また、無罪証拠があった場合でも、その証拠が提出されないまま有罪が確定される例もあることが大きな問題です。

これまで再審無罪となった案件のほぼ全てで、検察から開示された無罪証拠が、新規、明白な証拠として決め手になっています。このことから分かるように、再審における証拠開示にはルールがないことが大きな問題です。

数多く収集された証拠の中から、疑念のある証拠には蓋をして、有罪を示す証拠によって刑が確定されてしまう、法に照らしても決して公正なものではありません。

また、証拠というものの精密性というものがかなり向上しており、年月が経った証拠も含め、科学的な見地による事実を明らかに示す必要もあります。

そして、その証拠そのものの証拠開示には、裁判官個別の判断や、検察官の任意に委ねられているのが現状で、それゆえ検察に証拠開示を義務づける確かな法律の規定が必要です。

もう一点、重要な再審査開始の決定に対する検察の不服申立てですが、制約なく認められている点についてです。

この再審決定を阻む検察の不服申立ては、禁止にすべきです。冤罪は根絶されなければならず、これまで冤罪によって人生を大きく変えられた方々のように、同じ過ちを繰り返さないためにも、再審法改正を求めるものです。

他人事ではないと気寄せて考えさせられる事件として、最近の事例を二つ挙げてみたいと思います。

判決が確定した被告の事件に関して、最高裁が11月21日、先月です。元講談社次長審査差戻し、懲役11年の判決を最高裁が破棄したというニュースです。

これに当たった山口厚裁判長は、審議が尽くされたとは言い難い。二審裁判の判決は不合理だと判決しました。

もう一つは、11月16日NHKのクローズアップ現代で知った事件は、ある中小企業を襲った冤罪事件です。

噴霧乾燥機を製造している会社ですが、この機械が軍事転用のおそれがあると2020年に社長ら3人が逮捕、拘留された事件です。

会社を挙げて実験を繰り返し、警察のずさんさを暴いていきました。裁判が始まる直前に、検察が異例の起訴取消しを決めた不可解なものです。現在は、損害賠償を求める訴訟が起きております。

拘留中に病気が見つかった一人の方は、やっていないことを認めるわけにはいかないと信念を貫き、罪を認めて保釈するという選択をいたしませんでした。その後、1か月半後に拘留一時停止となり、入院することができましたが、3か月後に亡くなりました。会社が人権などの尊厳をかけて戦った姿が大変印象に残りました。誰もがこのように強い意志でいられるとは限らず、もし、3人のうち一人でも罪を認めてしまったら、その後の流れも変わってくるでしょう。

これらの苦い経験を、誰もが経験することではありませんが、そのルーレットの先がどこを指すか分からない世の中であってはなりません。

話は変わりますが、野田市は衆議院選挙区における千葉7区であり、その7区から選出された齋藤健衆議院議員が法務大臣に就任なさいました。

このような意見書を国に上げて、この国の裁判に関わる人権侵害を是正するため、ぜひぜひ野田市議会からも声を上げていきましょう。